

金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱

信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるため、金融商品取引法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1. 開示規制の見直し

(1) 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し等

① 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することとする。

(金融商品取引法第2条第4項関係)

② 既に発行された有価証券の売付け勧誘等のうち、適格機関投資家のみを相手方として行う場合であって当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの、少人数の者を相手方として行う場合であって当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないもの等は「有価証券の売出し」に該当しないこととする。これらの場合には、その相手方に対し当該売付け勧誘等について届出が行われていない旨等を告知することを義務付けることとする。

(金融商品取引法第2条第4項、第23条の13関係)

③ 金融商品取引業者等が行う外国で既に発行された有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができることその他の要件を満たすもの（以下「外国証券売出し」という。）については、当該有価証券の売出しに関し届出をしているものでなくても行うことができることとする。

(金融商品取引法第4条関係)

④ 金融商品取引業者等は、外国証券売出しを行う場合には、当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報（以下「外国証券情報」という。）を、その相手方に提供し、又は公表しなければならないこととする。

(金融商品取引法第27条の32の2関係)

⑤ 外国証券売出しにおいて外国証券情報を提供し、又は公表しないで有価証券を売り付けた場合、重要な事項について虚偽のある外国証券情報を使用して有価証券を売り付けた場合等において、金融商品取引業者等はこれを買付けた者に対し損害賠償の責めに任ずることとする。

(金融商品取引法第27条の34の2関係)

(2) 「発行登録制度」の見直し

「発行登録制度」における発行登録書の記載事項として、「発行予定額」の記載に代えて、「発行残高の上限」を記載することができることとする。

(金融商品取引法第 23 条の 3、第 23 条の 4 関係)

2. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

① 特定投資家から一般投資家への移行の効果（現行は一年）を、顧客の申出があるまで有効にすることとする。

(金融商品取引法第 34 条の 2 関係)

② 一般投資家から特定投資家への移行の効果は、引き続き一年とするが、それ以前でも申出により一般投資家に戻ることができることとする。

(金融商品取引法第 34 条の 3、第 34 条の 4 関係)

3. 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

有価証券店頭デリバティブ取引について、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者を相手方として行う取引等を除き、分別管理の対象とすることとする。

(金融商品取引法第 43 条の 2 関係)

4. 信用格付業者に対する公的規制の導入

(1) 信用格付業者に対する登録制の導入

① 信用格付業を行う法人等は、登録を受けることができることとする。

② 登録拒否事由として、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人等を規定し、登録手続等について所要の規定を整備する。

(金融商品取引法第 66 条の 27～第 66 条の 31 関係)

(2) 信用格付業者の業務に関する規定の整備

① 信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならないこととする。

(金融商品取引法第 66 条の 32 関係)

② 信用格付業者について、信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、利益相反防止等の業務の執行の適正を確保するための措置を含む業務管理体制の整備を義務付けることとする。

(金融商品取引法第 66 条の 33 関係)

③ 信用格付業者は、自己の名義をもって、他人に信用格付業を行わせてはならないこととする。

(金融商品取引法第 66 条の 34 関係)

④ 信用格付業者又はその役員若しくは使用人について、信用格付の対象となる事項に関し一定の利害を有する者と一定の密接な関係を有する場合には、当該信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を禁止する等の

禁止行為の規定を整備する。(金融商品取引法第 66 条の 35 関係)

- ⑤ 信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供するための方針及び方法(「格付方針等」)を定めて公表し、格付方針等に従い、信用格付業の業務を行わなければならないこととする。

(金融商品取引法第 66 条の 36 関係)

(3) 信用格付業者に関する監督規定等の整備

- ① 信用格付業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(金融商品取引法第 66 条の 38 関係)

- ② 信用格付業者は、事業年度ごとに、業務の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。(金融商品取引法第 66 条の 39 関係)

- ③ 信用格付業者に対する報告徴取・立入検査、業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し等の監督に関する所要の規定を整備することとする。

(金融商品取引法第 66 条の 40～第 66 条の 45 関係)

(4) 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限

金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、登録を受けた信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、登録を受けていない旨等を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならないこととする。

(金融商品取引法第 38 条関係)

5. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

(1) 金融商品取引所による商品市場の開設

株式会社金融商品取引所は、認可を受けて商品市場の開設を行うことができることを明確化することとする。

(金融商品取引法第 87 条の 2 第 1 項関係)

(2) 金融商品取引所と商品取引所のグループ化

- ① 金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社は、認可を受けて商品取引所を子会社として保有できることを明確化することとする。

(金融商品取引法第 87 条の 3 第 1 項、第 106 条の 24 第 1 項関係)

- ② 上記 5.(1)により認可を受けて商品市場を開設する金融商品取引所は、商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社を認可を受けることなく子会社として保有できることとする。

(金融商品取引法第 87 条の 3 第 2 項関係)

- ③ 商品取引所及び商品取引所持株会社は、金融商品取引所を金融商品取

引法上の認可を受けることなく子会社として保有できることとし、監督上の処分等の所要の規定を整備することとする。

(金融商品取引法第 103 条の 2、第 106 条の 6、第 106 条の 7、
第 106 条の 10、第 109 条関係)

- ④ 金融商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社は、金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、その子会社全般の適切な経営管理に努めなければならないこととする。(金融商品取引法第 106 条の 23、第 109 条関係)

(3) 金融商品取引清算機関による商品取引債務引受業の実施

金融商品取引清算機関は、承認を受けて商品取引債務引受業を行うことができることを明確化することとする。

(金融商品取引法第 156 条の 6 関係)

6. 指定紛争解決制度の創設

(1) 指定紛争解決機関との契約締結義務等

第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業若しくは投資運用業を行う者、登録金融機関又は証券金融会社は、指定紛争解決機関が存在する場合には、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を、指定紛争解決機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないこととする。

(金融商品取引法第 37 条の 7、第 156 条の 31 の 2 関係)

(2) 紛争解決機関に対する指定制の導入

内閣総理大臣による紛争解決機関の指定制度を設けるとともに、次に掲げる事項を含む指定要件、指定にあたっての法務大臣への協議その他の所要の規定を整備することとする。

- ① 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- ② 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 業務規程が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。
- ④ 業務規程の内容について異議を述べた金融商品取引業者等の数の金融商品取引業者等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。

(金融商品取引法第 156 条の 38～第 156 条の 41 関係)

(3) 指定紛争解決機関の業務に関する規定の整備

- ① 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務に係る業務規程を定めることとし、業務規程の変更には内閣総理大臣の認可を受けることとする。
- ② 指定紛争解決機関が金融商品取引業者等と締結する手続実施基本契約は、次に掲げる事項等を内容とするものとする。
 - イ 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引業者等に苦情処理手続又は紛争解決手続に応じるよう求めることができ、当該金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
 - ロ 指定紛争解決機関は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融商品取引業者等に対し、報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
 - ハ 紛争解決委員は、紛争解決手続において、和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、相当であると認めるときは、紛争解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができ、加入金融商品取引業者等は、訴えを提起した場合その他の場合を除いて特別調停案を受諾すること。
- ③ 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融商品取引業者等が負担する義務の不履行が生じた場合において、正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融商品取引業者等の商号及び当該不履行の事実を公表しなければならないこととする。
- ④ 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引業者等の顧客から苦情の解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、事情を調査するとともに、当該金融商品取引業者等に対し、苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならないこととする。
- ⑤ 指定紛争解決機関は、当事者より紛争の解決の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとし、当該紛争解決委員は、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停をすることができることとする。
- ⑥ 紛争解決委員が紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当事者とその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求のときに、訴えの提起があったものとみなすこととする。

(金融商品取引法第 156 条の 42～第 156 条の 54 関係)

(4) 指定紛争解決機関の監督に関する規定の整備

内閣総理大臣による指定紛争解決機関に対する報告徴取、立入検査、業務改善命令、業務の休廃止に係る認可、指定の取消し及び業務改善命令等

にあたっての法務大臣への協議その他の監督に関する所要の規定を整備することとする。（金融商品取引法第 156 条の 55～第 156 条の 61 関係）

7. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 無尽業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、貸金業法、保険業法、農林中央金庫法、信託業法、株式会社商工組合中央金庫法、資金決済に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正（第 2 条～第 17 条関係）

金融商品取引法の指定紛争解決制度の創設等に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

三 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とする。

- ① 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る規定のうち、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下「改正商品取引所法」という。）の施行を前提とした規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日又は改正商品取引所法の関連規定の施行の日のいずれか遅い日
- ② 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定及び金融商品取引業者等による指定紛争解決機関との契約締結義務等に係る規定 公布の日から起算して 1 年半を超えない範囲内において政令で定める日

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。